

第3回大分県観光振興財源検討会議 委員意見

日時：令和7年10月6日10時～12時

場所：県庁舎本館7階 71会議室

項目	No	発言要旨
はじめに	1	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局からの説明では、税制度の各論点についての考え方の紹介があった。 ・本日の会議では、可能であれば、宿泊税を考えていく上での基本的な考え方について、方向性を示すことができれば。 ・制度については4点が論点。課税の対象、税率、免税点、課税免除をどうするのか、しないのか。 ・4つのうち、軽重はある。課税の対象、税率をどうするかが重要。 ・可能であれば、宿泊税の制度として考え得る方向性について、どういう風に考えたらいいか。市町村意見、事業者意見を背景に置きながら、その上で宿泊税制度を作るとしたらどういう方向で考えたらいいかということについて、現時点の委員の意見、懸念等を発言いただければ。
(1) 新しいおおいた共創会議における各市町村意見について (2) 宿泊税の制度設計における先行事例、論点整理について	2	<ul style="list-style-type: none"> ・二次交通やインバウンド、観光の課題が多くある中で、各地域では行政の予算が不足しているというのは確認できた。 ・税はシンプルがベスト。課税対象については、シンプルに宿泊にかかわる我が国の規制、旅館業法、住宅宿泊事業法の施設を課税対象として考えていいのではないかと考える。 ・ビジネス客の課税について。私自身も昨日からホーバークラフトに乗って、大分の美食を楽しんで本日仕事に臨んでいる。ビジネスホテルの宿泊客は、ビジネス目的だけという方で占められているわけではない。なんでも海外に従うということではないが、世界観光機構（UN ツーリズム）の観光の定義で考えると、ビジネスと観光レジャー、いい意味で曖昧な行動をとる方々が多い。そういう方は滞在も消費単価も高いので、伸ばしていかなければいけないのではないかと議論もある。 ・税率についてはシンプルな定率制が良いと思うが、我が国の状況を見ると、いきなり定率は難しい。段階的定額制あたりが落としどころとして望ましいのではないかと思う。 ・関わっている他の自治体では、一度、段階的定額制に決まったところで、簡易宿所・ゲストハウスから、「次の見直しの段階では定率制にしてほしい。」という低価格帯からの要望が出ている自治体もあった。 ・ただ、事務局が聞いた事業者の意見を見ると、県が一律で課税徴収する方がよいという意見が多いようなので、そういう観点からも段階的定額制が望ましい。 ・免税点の考え方は難しいが、シンプルがいいと思っている。私は無い方が良く思う。 ・課税免除については、観光の戦略だと思う。修学旅行や教育旅行を大事にしたいということであれば、教育旅行を優遇する施策を別途つくる。大分県において、修学旅行や教育旅行をどういう風に考えるかということだと思う。
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村から出た課題を見て改めて、インバウンドや二次交通の課題意識が高いと感じた。課題がインバウンドや交通、デジタルインフラということであれば、その課題を解決する事業の実施主体としても、市町村がするよりは県が行ったほうが良いのではないかと感じた。 ・導入主体を市町村にすると、宿泊税を入れる市町村／入れない市町村が出て来ることもあり、県が一元的に導入するのが良いのではないかと思った。 ・税率については、段階的定額制がいいと思っている。将来的には定率制も視野に入れる。制度としては、小さく産んで大きく育てるのがいい。最初は負担が少なく、それなりの効果が出せるやり方で始めたら良いのでは。

3	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象について、簡易宿所・住宅宿泊事業も入れる形で行った方が良い。 ・免税点について。観光客のマナー問題、新しい簡易宿所や民泊に泊まれた方が地域で問題をおこすことが現実として発生している。そういった所と地域との関係性を作る意味でも、定期的に行政やDMOがそういった小さな事業者と会える機会を作っておくことが大事だと思う。観光地を悪くさせないための防止策としても、免税点はいれない方が良い。税率を小さくさせるという考えはあると思うが、外すということはしない方が良いのではないかと考える。 ・農泊もインフラ整備等が必要だと思う。そういう観点からも課税対象とした方がいい。 ・修学旅行を対象外にするのは賛成。京都市でも議論をしたが、若いうちに将来のリピーターを確保するという観点から除外した。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・別府市が先行して後から県が検討している状況であるが、宿泊税については、県が統一して制度を作った方が、最終的に納税者、特別徴収義務者にとって良いことになる。 ・5点目の論点として、宿泊税が「適正に課税・徴収し続ける体制」について意見したい。適正に課税・徴収を続けていくことは難しい。違法民泊しかり、税をまぬがれようとする不届き者が必ず出て来る。 ・適正にチェックする体制の構築が必要。県・市町村・保健・警察が連携。地元で目を光らせる市町村の役割が必要だと思う。運営の体制の構築が必要だと思う。論点の一つに加えてもらいたい。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的定額制が小さい宿泊施設にとっても分かりやすく導入しやすい。 ・論点に関してはNo2、3の委員の意見に賛同。 ・追加的意見としては、市町村意見を見ると、宿泊税を入れて配分をどうするかが気になっているようだ。 ・具体的な配分の仕方等、次回の会議では、先行事例の配分の仕方、県と市町村の役割や、どのように観光振興を図っているかという事を踏まえた議論をしたいと考える。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者は苦しんでいる。価格転嫁が出来ていない状態で、宿泊税の導入は厳しいものがあるという声を聞く。 ・適正な課税・徴収のチェック体制は大事だが、チェックが先に入ってくると現場からは厳しいと思う。 ・個人的には、観光インフラに力を入れていくことの重要性は理解しており、宿泊税の導入は大分県の観光振興のためにやるべきと考えている。 ・地域でそういう話をすると、「委員として出てるんやから、反対してもらわないと困ります。」と言われる。 ・委員の立場的に難しいものがあるが、わかり切っていることは、大分県の観光をどうやっていくかという話の中では、宿泊税を導入していくことが必要。こういう話を、地域に持ち帰って自分も話をするし、この会議の資料を皆さんに見ていただいて納得をしていただくのが大事。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・別府市・由布市では入湯税の超過課税を行っている。入湯税も金額に応じた段階的定額制。宿泊税が段階的定額制になった時にそのバランスがどうなるかが気になる。別府市、由布市との話し合いをやっていただきたい。 ・別府市での入湯税の超過課税導入時大変だった。反対される方もいたが、一番大切なのは用途を明確にすること。 ・現場では、入湯税は別府市、宿泊税は県にということで支払先が2つになる。できれば支払先を一本化するなどが出来ればと思う。 ・対象施設については、別府・湯布院では簡易宿泊が結構な数、存在している。ごみ問題、騒音問題等、地域の不安の声が多い。この辺りの対応は現場の消防等、

		<p>市町村が県よりもっと細やかに出来る部分だと思う。県と市でよく相談してあたってもらえればありがたい。また、そういった施設と接点をもって話し合える場が出来るとなればよい。宿泊税がきっかけになり、一緒になって大分県観光を盛り上げていけるようになれば。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別府市では、入湯税、入湯税超過課税、宿泊税の3つがある。その用途をどうしていくかが大切になるので、今後も相談させてもらいたい。
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・日田の場合、修学旅行について入湯税は免税としている。宿泊税もこれに合わせてよい。 ・「宿泊税を入れたらお客が減る」という意見があったが、宿泊税を払うという理由で大分県に来なくなるという事は考えにくい。日田市は、近く（福岡県側）に原鶴温泉がある。「福岡県で宿泊税をとるから大分県日田市に来ます」というお客はいません。 ・小さい旅館ホテルなどは、工事現場の方などで長期滞在する。そういう方に宿泊税として200円とられるというのはきついかと思う。もう少し安くとか思っている。定額でいいと思っているが、配慮だけうまくしてもらえればと思う。
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の皆さんの意見あるように、修学旅行については課税免除で良いのではないかと思っている。 ・「税は簡素を旨とする」。なるべく簡単に、公平性が保てる、理解が得られるようにしていくべき。段階的な定額については理解を得やすいだろうと考えている。 ・特別徴収義務者になる小さい旅館のことを考えると、あまり難しくならないようにしていくべき。 ・課税徴収を適正に行う仕組みについて。導入時は勘違いも多くなると思うので、その辺りは念入りにフォローが必要。 ・課税対象について。簡易宿所に泊まられている方も、同じようにごみを出したり道路をつかったり、行政サービスを受けている以上はきちんと徴収すべきだと思う。
追加発言	7	<ul style="list-style-type: none"> ・税率の定額と定率について。専門家である委員に考え方を改めて教えていただきたい。 ・もう一つ。今は宿泊税を議論しているが、宿泊以外の観光施設利用者への税等の応分の負担も今後、検討すべきではないか。 ・観光案内所、2次交通、温泉の維持等、宿泊される方だけでなく、観光施設の利用者全体に負担を求めるようなことも、将来的には考えていこうと、一文を入れてはどうか。
	1	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも税金は大きく分けて「所得」、「財産」、「消費」に目をつけて課税する。細かいのは省く。大きく3つ。 ・「所得」で一番わかりやすいのは所得税。儲けがあるから税を払う。 ・「財産」への課税は2つあり。1つは相続税のようなもの、財産をもっていることそのものに目をつける。もう1つは、固定資産税等、その人の持っている財産の大きさは財産のパワーを示すシンボルであって、その背後には財産を持ち続ける力がある。財産の大きさに注目して、背後にある所得にも課税するというもの。これは、ある意味では所得税の捕捉的なもの。 ・3番目は「消費」に対して課税する。消費税など。 ・宿泊税は何かというと、消費能力に対して目をつける。ここでいう「消費」は、消費税とは違う。消費税というのは、事業者が納税義務者である。事業者が支払った税負担を、モノやサービスの値段に織り込み、最終消費者に転嫁している。関節消費税という。 ・宿泊税や入湯税は、納税義務者は消費者であり、直接消費税となる。 ・次に宿泊税の組み立て。先行する事例の標準的な仕組みはどうなっているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・税制を成り立たせるには、(1) 納税義務者は誰か、(2) 課税の対象は誰か、(3) 納税対象と課税対象はしっかり結びついているか、(4) 課税標準(課税の対象を金額または数量で示したもの)、(5) 税率 ・特に大切なのは(4) 課税標準と(5) 税率。宿泊税は、課税対象は「宿泊行為」で、これを数値化した課税標準は「宿泊日数」等。 ・課税標準という課税対象をどう数値化するかという話と、それにどう税率をかけるか、この2つの要素をきっちり決めないといけない。 ・倶知安町のような定率性は課税標準が「宿泊料金」。多くの自治体は「宿泊日数」を課税標準としている。 ・まったく同じ平面で定率か定額かを選択するのは誤りで、そもそも課税対象をどうするかという問題である。 ・宿泊税が課税対象として「宿泊日数」に着目するのは、最初に導入した東京都が恐らく市町村の入湯税をイメージしたからだと思われる。 ・入湯税が課税され始めた考えについて、明記はされていないが、おそらくこうではないかと思っている。例えば、温泉地に宿泊する人は比較的余裕のある人。宿泊代金も含めて飲食や買い物など、1日の間に地域全体で3万なり5万なり、いくら消費する能力があるはず。であれば、「1日150円」、地域の公的サービスの財政負担をしてもらっても良いのではないか。ここが発想の原点では。 ・定額制をとるのは徴収のしやすさもある。 ・そうは言っても1泊10万円を超えるような宿だと、負担感が小さすぎるので段階的な税額を設定するなどのバリエーションを加えている。 ・原型はシンプルだが、地域の実情を見ながら状況に合わせてアップデートしていくのが今の宿泊税の仕組みではないか。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯税、宿泊税の2つを、観光振興税等として一本化できないかというのが現場のニーズ。県と別府市が総務省に相談した結果はNGで、ちゃんと宿泊税と入湯税でもらってくれと言われた。 ・これが結論であるが、年間250、350万人の宿泊者数の規模の温泉地で、県単位で宿泊税を導入するのは全国で初めてだと思う。将来的に、国へ要望するなど、検討をしていただきたい。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・県が全県統一で課税徴収することは可能だと思う。しかし、適正に課税徴収することが県だけで出来るかと思ったら難しいのではないかと思う。 ・配分にも関わってくると思うが、その時に市町村の役割が大事。適正に課税徴収され続ける仕組みづくりが重要。 ・民間からは、違法民泊対策を本当に適正にやってもらいたいという声が大きいのので、あえて言わせてもらおう。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・執行体制の話は重要。京都市の事例では、違法民泊撲滅で相当な金額を宿泊税に突っ込んで、その結果かなり減少した。 ・旅館業法の指導権限を持っているのは保健部局で、税を取るのは税部局、税の用途の検討は観光部局なので観光、保健、税の3つが連携しないといけない。宿泊税のちょっと難しいところ。 ・県庁内や市町村含めて、執行体制をいまから構築していくことは非常に大切。 ・宿泊税の先の話。今回は宿泊者へ負担を求めるもの。将来的には日帰り客からも負担を求める入域税も検討していくべき。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯税について。長野県白馬村では、入湯税と宿泊税を役割分担して、税の特徴を活かした用途をきちっと分割してしっかり説明をできるようにしようとしている。今回は宿泊税の検討をしているが、これで終わりではないんだと思う。駐車場や日帰り、エリア全体への課税もいろんな手法が出てきている。開発もしている。

		<ul style="list-style-type: none"> 大分県においては、これからも適正な財源確保に向けた勉強と検討は続けていくべき。
	1	<ul style="list-style-type: none"> 県が徴収したものを市町村に一定程度配分をしてほしいというものは、今まであまり聞いたことがない意見。 県が主体となる意味は、県が主体になって広域で観光事業を促進していくため。地域の声を徹底的に聞いたうえで、最終的には県が責任をもって執行していく構造ではないかと思う。 そう考えると、市町村へ配分するというのがそもそも適正か。場合によっては地域特性、地域の自発的な観光施策をするために、大分県ではこうする、というのはあり得るんだと思うが、そのあたりの全体的な位置づけを明確にするというのは今後必要になってくると、私は思った。
	6	<ul style="list-style-type: none"> 現場サイドでは、宿泊税がくるなという雰囲気はみんなわかっている。定額制がいいというのもわかっている。ただ、時期やタイミングの話。まずは、別府や湯布院で先にやってもらいたいというのが正直な地域の声。 簡単な仕組みを仕上げて、現場サイドからお金を集めて、それを財源として観光インフラのために使うという事。簡単なシステムを明確化してあげることが地域としては一番わかりやすい。
	9	<ul style="list-style-type: none"> 税の経験者からすると、賦課・徴収は一体じゃないとできない。県と市で、片方が課税、もう片方が徴収は無理。 県が課税をするのであれば、県が特別徴収義務者を指定して、その人からお金を預かって取るという形。市の場合も同じ。 払わないとか不正をする方には、徴収権を持った県（市が課税するなら市）が行うべき。
	5	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税について、温泉利用者からすると宿泊と入湯で分けられている方が分かりやすいのでは。 総論賛成、各論反対にならないように。皆で一緒にコンセンサスをとってやっていただきたいと思っている。
最終まとめ	1	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊税の議論を進めるとした場合の方向性については共通の理解が得られた。 一つ目は段階的な定額制を検討するのが良いという意見が多く見られた。 二つ目は免税店について。担税力に応じた課税や税制のシンプルさという点から、基本的には免税店を設けない方が良いという意見が多かった。 三つ目は課税面所について。修学旅行を中心とした教育旅行については、政策的な観点から考慮し得るのではないかという意見をいただいた。 今後の地域説明会などでの要望を取り入れ、修正もあるかもしれないが、できるだけ多くの人が納得できる制度設計にご尽力お願いしたい。